

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新居浜市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.0%
全職員	50.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.4%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	92.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	90.5%
26～30年	91.8%
21～25年	86.5%
16～20年	87.9%
11～15年	85.2%
6～10年	87.5%
1～5年	87.1%

#### 【説明欄】

男性は、任期の定めのない常勤職員の割合が女性より約1.6倍高く、女性は、任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合（会計年度任用職員など）が男性より約3.7倍高くなっています。男性職員は、女性職員比べて、扶養手当を支給している割合が約8.2倍、住居手当を支給している割合が約1.9倍、時間外勤務の時間数は約1.7倍高くなっています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。